

(一) 児童生徒の資質・能力を示す用語と捉え方

「資質」「能力」に相当、類似、近似するノルウェー語には *evne*、*dyktighet*、*dugelighet*、*egenskap*、*begavelse*、*anlegg*、*talent*、*natur*、*vesen*、*karakter*、*ferdighet*、*kvalitet* 等がある(注1)。

1960年代日本の政財界では「能力主義」が高唱された。その際も一応、「能力」は本人の努力や条件等によって可変的とされていたが、教育においてこれを一時的にせよ固定的に考えると差別に繋がりがねず、日本の教育界では近年まで「能力」に応じた教育を避ける傾向が大きかった。しかし、「能力」とは「所与の時点・条件下で、各個人が価値ある事物・現象を生成することが出来る心身の性質・機能等の総合的な力」と考えられる。

この意味には、*evne*、*dyktighet*、*dugelighet*、*egenskap* 等に近いが、さらに後述の「教育課程 一般篇」や他文献の用例等を考えると、結局、*evne* が最適合語であると考えられる。

日本語の「資質」は、概ね、「生得的な性質・才能」、「天性」と解される。この意味に比較的相当・類似・近似のノルウェー語には、*begavelse*、*anlegg*、*talent* 等がある。

しかし、同国の教育では、各個人の特性は認め生かす立場を採りつつも、能力別の教育は極力排する伝統があり、児童生徒の「資質」を追究分別するよりは、その能力を発達させる機会を等しく保障することを相対的に重視してきた。そのせいか 1996年に定められた上記「一般編」における用例は、この3語では、*anlegg* の3例が見られるだけである。

日本語では、「資質」に含まれるか、又は類似するとかんがえられる「才能」には、ノルウェー語の *talent* (英語の *talent* と概ね同義) が相当すると思われる。この語は、上記「一般編」では用例皆無であった(ある)が、後記のように 2005/06年実施の教育課程の「教育原則」では、重用されている。(現在も有効なので「(ある)」を補足)。

類似の語に *kvalitet* がある。この語の一般的な意味は「質」*quality* であるが、「個人固有の質」の意味でも使われる。しかし、近年のノルウェー教育界では、むしろ生活や学校、教育、教員による教育やその能力、総じて教育の「質」の意味で多用されている。その端的な用例は「基礎教育におけるコンピタンス開発のための戦略 2005-2008年」*Strategi for kompetanseutvikling i grunnpoplæringen 2005-2008* (標題中 *utvikling* は概ね英語の *development*) (注2) に見られる。この文書は、ノルウェー教育研究省 *Utdannings- og forskningsdepartementet* が主要教員組合、全国コムーネ連合等、言わば教育界「政労使」の合意を得て決定し 2004年10月6日に国家予算決定も行われたものであり、ノルウェーで現在進行中の教育課程も含む全面的教育改革の最重要基盤を成しているが、そこでは、教育関係機関や学校、教員、その教育・授業等の「質」*kvalitet* の発達・開発が強調されている。

概ね在来のわが国教育用語の「習熟」に当たると思われ、近年しばしば「スキル」としてカタカナ語で用いられている英語の *skill* は、単に手先の器用さ等の「技能」のみならず、ある種の知的頭腦的な能力も含んでいる。ノルウェー語の *ferdighet* は、このスキル *skill* にぴったり対応していると思われる。この語の用例も後に示す。

ノルウェー語の *kompetanse* は、英語の *competence* 又は *competency* と多分同源である。しかし、*DeSeCo* に対するノルウェーの報告でも感じられるが、用例は両国語では微妙に異なる。よって、本稿ではひとまず原音に近く「コンピタンセ」と記しておくことにした。

1998年の「教育法」*opplæringslova*(注3)は、制定当初、その§ 3-3で、コンピタンセに関して、高等学校は生徒を学業コンピタンセ *studiekompetanse* 又は職業コンピタンセ *yrkeskompetanse* の取得に至らせることを定めていた。そして後者は、各職種別の専門資格 *fagbrev* と伝統的な職人資格 *svennebrev* に二大別される諸資格から成っていた。同時に、教育法は、その§ 3-1で、義務教育を修了した希望者全員に高等学校学科課程の第3志望までの中のどれか一つには必ず入学しそれに続く後期中等教育を受ける権利を保障した。しかし、実施後数年を経て、現実には上記のコンピタンセ取得が困難な生徒がかなり出てきた。故に同法§ 3-3は、何回の改正を経て、現在では第3類別のコンピタンセとして、より低レベルの *vitnemål* 「知識目標」が定められている(この条項の最近改正は2005年6月17日)。これは、ノルウェー教育ではコンピタンセは英語の *competence* 等とは多少異なって、各分野・専門別の資格により近く、それらの総称の意味で用いられている例である。

(二) 教育法の教育目的規定における児童生徒の資質・能力

「教育法」の「§ 1-2 教育の目的」では、次のように定められている。

「基礎学校は、家庭の協同と理解を得て、生徒をキリスト教的倫理的に成育させ精神的身体的に発達させ良好な一般的知識を与え、彼らが家庭と社会において有益で独立した人間になることを援助しなければならない。

後期中等教育は、生徒が仕事と社会での生活が行なえるよう技能と理解と責任を発達させ、生徒、職業実習生及び実習生候補の個人的な発達を援助しなければならない。後期中等教育は、基本的なキリスト教的人間的価値についての自覚と理解、この国の文化遺産、民主主義の理念、並びに科学的思考方法及び労働方法を増大させることに貢献しなければならない。

基礎学校教育及び後期中等教育は、人間の平等、精神の自由と寛容、生態学的理解及び国際的協同責任を促進しなければならない。

教育は、より広い教育及び学習の基礎を提供し、共通の知識、文化及び基本的価値の基礎、並びに人々の高い水準の能力を支持しなければならない。

教育は、個別の生徒及び職業実習生の能力と適性に応じたものでなければならない。

教員と生徒、職業実習生及び実習生候補と企業、学校と家庭、学校と労働生活の間に良好な協同の形態を創ることを重視しなければならない。学校及び実習企業に關与する者は、生徒、職業実習生及び実習生候補が傷つけられたり攻撃的な言語及び行為に晒されることのないように努力しなければならない。」（§ 1-2 の最近改正は 2000 年 8 月 1 日。）

（三）教育課程と児童生徒の資質・能力

（1）2005/06年の教育課程改訂

この改訂までノルウェーの「教育課程」*Læreplan*（注 4）は、基本的に、後期中等教育は 1994 年の教育改革 *Reform94*、義務制の基礎学校教育は 1997 年の教育改革 *Reform97* によっていた。これらの教育課程の大改訂は、*KRL* 科目は 2004/05 年（後述）、全体的には 2005/06 年から実施された。新教育課程の国家基準は、「知識向上（のための）教育課程要領」*Læreplanverket for Kunnskapsløftet* と呼ばれ、教育管理庁（後述）の URL：*læreplaner*（注 5）に掲載されている。

この新教育課程の国家基準は、次の 5 大部分で構成されている。

「一般編」*Generell del* 「教育（のための諸）原則」*Prinsipper for opplæringen*

「諸科目教育課程」*Læreplaner for fag* 「知識向上教育課程要領 - サミ語篇」

Læreplanverket for Kunnskapsløftet - Samisk 「科目及び時間配分」*Fag - og tidsfordelingen*

同国では「教育管理庁」*Utdanningsdirektoratet* が 2004 年 6 月に設置されて、「教育・研究省」の基礎教育及び後期中等教育に関する権限は、最終決定権留保はして、ほぼ全面的に同庁に委任された（注 6）。ゆえに教育課程 *Læreplan* の改訂も全面的に同庁が当たってきた。

その際、義務教育課程の大要改訂決定と、そのほかの教育課程改訂決定の間に、2005 年 9 月国会選挙による政権交替とその後の省庁再編があり、同日 2006 年 1 月 1 日から「教育・研究省」*Utdannings- og forskningsdepartementet*（公用略称 *UFD*）は、*Kunnskapsdepartementet*（同じく *KD*）へと改編され、その権限も幼児教育・保育を統合する等の変更がされた（注 7）。しかし、上記の基礎、後期中等教育の権限委任は、基本的に変更されていない。

今次大改訂は、まず、義務教育科目の「キリスト教、宗教及び人生観科」*faget kristendoms-, religions- og livssynskunnskap* の（公用略称 *KRL*）だけが、1 年早く改訂・実施された（注 8）。

次に、義務教育課程の国家基準改訂の大方は、教育管理庁が 2005 年 6 月 7 日に「新教育課程の提案」*Forslag til nye læreplaner overlevert* を発表した（注 9）。それによる各科目等の授業時数の配分は、次ページ表 1 に示すとおりである（注 10）。

残りの後期中等教育を主とした教育課程の国家基準の未定内容については、新政権発足後の同年 11 月 23 日、「教育・研究省」が「2006 年秋からのすべての者のための知識向上（政策）」*Kunnskapsløftet for alle fra høsten 2006* を発表した。その要旨は、次のとおりである（注 11）。

場に置かれる」ために、すべての生徒が基礎的基本的スキルに基づく基礎的コンピタンセ

この改革の目的は、「生徒と見習い実習生が知識社会の挑戦に出会う時、より良い立場に置かれる」ために、すべての生徒が基礎的基本的スキルに基づく基礎的コンピタンセ

表1 基礎学校科目授業時数配分（時数単位は 60 分 / 週 × 1 年間）

科目	第 1-7 学年	第 8-10 学年	基礎学校総計
キリスト教、宗教及び生活信条科	427	157	584
ノルウェー語	1296	398	1694
数学	812	313	1125
理科	328	256	584
英語	328	227	555
第 2 外国語	0	227	227
社会科	385	256	641
技術	477	150	627
音楽	285	85	370
食と健康	114	85	199
体育	478	228	706
学級・生徒会活動	0	71	71
プログラム科目 Programfag	0	113	113
合計	4963		7496

ノルウェー語及び手話	2095	678	2773
------------	------	-----	------

basiskompetanse を発展させ、学び、他者と協力することができ、すべての人が社会的又は民族的背景に関わりなくその可能性を発展させる、同じ機会を得るようにすることである。

この改革は、2006 年秋から基礎学校及び後期中等教育の両方において実施される。

後期中等教育において、高等教育進学に必要な一般学習資格 *Generell studiekompetanse* 取得志望の生徒は、学習準備諸学科課程 *studieforberedende utdanningsprogrammer* か、職業学科課程 *yrkesfaglige utdanningsprogrammer* の中の進学資格を与える学科課程を選択する必要がある、「共通科目」の習得は表 2 又は表 3 のどちらかによる（時数単位は 45 分/週 × 1 年間で 1）。

第 2 外国語は、中学校段階では義務的ではない。生徒は、第 2 外国語の代わりにノルウェー語、英語又はサミ語を選ぶことが出来るものとし、成績評点はこれらの科目で行われる。評点は後期中等教育への進学成績に含まれる。

後期中等教育の現在 15 の学科課程は 12 の学科課程に変える（注 12）。うち職業学科課程は元の 12 から 9 つに減らす。「化学・加工」「建築関連技術」及び「木工」の各学科課程は、主として、新しい職業学科課程「技術及び工業生産」「建築」Bygg- og anleggsteknikk、及び「工芸」Design og håndverk に統合する。

学習準備の提供は、主として、従前の普通学科課程を 4 つの課程領域を伴う（から成る）学習専門学科課程 *utdanningsprogram for studiespesialisering med fire programområder* に変えて行う。

表2 一般学習資格に必要な共通科目
(従来の「共通一般科目」)

科目 Fag	時数
ノルウェー語 Norsk	14
数学 Matematikk	8
理科 Naturfag	5
英語 Engelsk	5
社会科 Samfunnsfag	3
歴史 Historie	4
総計 Totalt	39

表3 2006/07学年度に職業課程VG1
を始める生徒の一般進学資格取
得のための必要一般科目

科目 Fag	時数
ノルウェー語 Norsk	10
数学 Matematikk	5
理科 Naturfag	3
歴史 Historie	4
プログラム科目 Programfag	6
体育 Kroppsøving	2
総計 Totalt	30

12の新しい学科課程は、次のようになる。

職業学科課程 Yrkesfaglige utdanningsprogrammer : 1)技術及び工業生産 Teknikk og industriell produksjon。2)電気 Elektrofag。3)建築 Bygg- og anleggsteknikk。4)レストラン・食物科 Restaurant- og matfag。5)保健福祉科 Helse- og sosialfag。6)工芸科 Design og håndverksfag。7)メディア・コミュニケーション Medier og kommunikasjon。8)サービス・流通 Service og samferdsel。9)自然利用 Naturbruk。**学習準備学科課程** Studieforberevende utdanningsprogrammer : 1)学習専門学科課程(実科科目 realfag、語学、社会科・経済及び造形科目による)。2)体育学科課程。3)音楽・舞踊・演劇学科課程。

後期中等教育の新概念 Nye begreper i videregående opplåring

表4 後期中等の概念旧・新対照

Dagens ordning 今日(改革前)の制度	Kunnskapsløftet 知識向上(改革後)
Studieretning 学科課程(学習進路)	Utdanningsprogram 学科課程
Kurs 課程(コース)	Programområde 課程領域
Felles allmenne fag 共通一般科目	Fellesfag 共通科目
Studieretningsfag og valgfag 学科課程科目及び選択科目	Programfag 学科課程科目
Grunnkurs 基礎コース	Videregående trinn 1(Vg1)後期中等段階 1
Videregående kurs I (VK I)上級コース	Videregående trinn 2(Vg2)後期中等段階 2
Videregående kurs II (VK II)上級コース)	Videregående trinn 3(Vg3)後期中等段階 3

全ての職業学科課程の Vg1 及び Vg2 には一定時間数の深化 *fordypning* プロジェクト時間を置く。この時間はその職業科目(分野)の深化学習または共通科目の深化学習に使い得る。

(2) 教育課程に見られる児童生徒の資質・能力のとらえ方

(1)冒頭に前記の「一般編」は、1996年に定められた「基礎学校、後期中等教育、成人教育のため教育課程 一般編」Læreplan for grunnskolen, videregående opplåring og voksenopplæring,

generell del (注 13)を指しているが、教育課程の今次改訂後もこれはその基幹構成部分として継承されている。現在のノルウェーの学校教育の教育目的における「資質・能力」の位置づけの最重要点は、この「一般編」の「序論」中の下記の叙述に見られると思われる。

「社会の責任は、教育の平等な権利が実現されることを引き受けることである。」

「教育の目的は、子ども、青年、成人が認識と経験、共感、発達と参加の**能力***を拡大することである。(*訳注：原語は evner、政府英訳版では ability) 「教育は、子ども、若者、成人に人生の課題に会い、他者と共に課題を克服することに備えなければならない。それは、各生徒に自身とその人生を大切にし、また、同時に、他者を援助する**能力** kyndighetを与えなければならない。」 「教育は、現在の労働生活における生産的な職務に対する資格を与え kvalifisere、かつ、まだ創られていない仕事に入ってゆくこともあり得る、後の生活の**基礎** grunnlag を与えなければならない。……教育は、それゆえ、生活を続けることが出来る**態度と知識** holdninger og kunnskaper を提供し、社会が急速に変化すると必要とされる**熟達(スキル)** ferdighet の基礎をつくらなければならない。教育は、若者に、前を見て**知恵(理解)** fornuft のある選択が出来る**能力を訓練** øve evnen しなければならない。」

「教育の仕事は、大人が今日の若者と同じ**機会** muligheter を得ることができるようになされなければならない。基礎教育は、もはや生涯に延長し続けるものではないであろう。再組織とそれゆえ**知識の更新** kunnskapsfornyelse が安定した生活の要素であるだろう。」

「教育は、各人を事業及び共通の目的のための堅い協働に向けて励まさなければならない。それは、生徒が目指す**成果の達成** å nå resultatene を容易にする**行動の仕方** framferd を一緒に教えなければならない。」 「**スキル** ferdigheter の広さは、生徒の多様な興味 interesser と**資質** anlegg を刺激することを通じてつくられる。各個人の特性 den enkeltes særreg は、社会的多様性を与え、参加する**能力**の平等 likhet i evner til å delta は社会に豊かさを与える。」

なお、「序論」は、A4 版 2 段組で 1 頁である。うち上記、 はその中でも特別に強調した「囲み」記述である。(上記訳では関連用語は注意をひくため太字にし原語を付した。)

(四) 教育方法と資質・能力

1997 年実施の基礎学校の「教育要領」(注 14)でも、「**教育の(ための)原則と指針**」が含まれていた。しかし、本稿(三)の(1)冒頭に記した「**教育のための原則**」は、その内容・程度は検討を要するが、「一般編」とは異なって、今次改訂による新しいものである。

新しい「**教育(のための諸)原則**」については、次のように述べられている(注 15)。

「教育研究省は、教育の諸原則を定めた。この諸原則は、基礎学校と後期中等教育の全てのレベルの教育揭示(文書)と教育に対する責務を含む。 / 教育原則は、 / 教育課程要領を含めて、教育法、同法施行法規の定めをまとめ、また豊かにし、かつ、一連の諸規定に照らして見なければならない。 / 法律と施行法規と調和し、人権及び適合的地域及び

個人の条件及び必要 needs と結びついた教育に対する学校所有者の責任に寄与する。(教育の)質の一層の発展及び学校と教育企業の組織的評価の基礎を成す。地方の教育課程業務の自然な部分として含まれる。 / 教育原則は、また、生徒及び見習い実習生が社会的資格、教育戦略及び内的動機を発展させるような教育を受けるための学校及び教育企業の責任を明らかにする。」(引用中の「 / 」は原文では改行。原文には 番号でなく「・」で並列列挙。)

この教育原則は、(1)教育告示(公示、掲示) Læringsplakaten、(2)社会的文化的コンピタンセ、(3)教育と教育戦略に対する動機(付け) Motivasjon、(4)生徒支援、(5)適合教育及び機会の平等 Tilpasset opplæring og likeverdige muligheter、(6)教員及び(指導員見習い企業の実習指導員)の能力と役割、(7)家庭との協働 Samarbeid、(8)地域社会との協働、で構成されている。その中で児童生徒に対する教育方法に最も密接な内容を以下に示す(注16)。

(1)教育告示(原文の「・」は 番号に代え、かつ、改行は略して、この部分全訳。)

「学校及び教育企業は、全ての生徒と見習実習生・見習実習準備生に個人的な及び他者との協働との能力 evner と才能 talenter を発達させる等しい機会を与える。生徒と見習実習生・見習実習準備生の学習の希望、持続力、根気、好奇心を刺激する stimulere。生徒と見習実習生・見習実習準備生が固有の学習戦略と批判的思考能力を発達させるよう助長する。生徒、見習実習生及び見習実習準備生の人格的発達及び自己同一性認識、倫理的、社会的及び文化的資格コンピタンセ kompetanse 並びに民主的理解及び民主的参加の能力 evne を助長する。生徒の支援活動に対して、及び生徒、見習実習生及び見習実習準備生が価値選択及び教育と未来の仕事の選択ができるように準備をする。適合教育を進め、仕事のやり方を変化させる。各教員の能力 kompetanse を鼓舞し、用い、さらに発達させる。教員と指導員が児童及・生徒に対して顕かな指導者として立ち現れるよう支援する。身体的精神的な労働・教育環境が健康、福祉及び教育を前進させることを確保する。家庭との協働を準備し、学校における親・保護者の共同責任を保証する。地域社会が意義ある方法で教育に参加することを準備する。以上のようにするべきである。」

(2)社会的文化的コンピタンセ(要点抄)

民主的な気質及び理解を育てるのは、差別のない社会的共同体、および学習である。共同体に対する顕著な基礎と広い理解には、民主的過程への参加が重要である。社会的コンピタンセは、学校及び教育企業が教科や活動又は相互活動や葛藤によって発達する。

(3)教育と教育戦略に対する動機付け(要点要約)

学習の動機付けのためには、生徒の達成 maste 経験が有効であり、良い教師はそれを与えよう。教育は、目標を解決することと、彼らが独力で又は協同で研究に挑戦しそれを為す多様で有益な活動の間で生徒を励ますべきである。生徒は、課題に挑戦しまた独力あるいは他者と協同の機会をつくるべきだ。評価や指導は彼らのモチベーションを強めるべきである。良い教育戦略は、生徒の学習の内的動機、並びに更なる教育、仕事あるい

は自由時間における重要課題を解決する能力 *evne til å løse...* を進歩前進させる *fremme*。教育は、生徒が何を学んできたか、目標に達するためには何を学ぶべきかを自覚させるべきだ。どんな学習戦略を生徒が自身であるいは他者と協同で用いるかは、その条件と現存の学習施設に依存している。教育は、生徒に知識と意味を与える学習戦略の使用と発展に関する自分自身の仕事の意味に関する知識を与えるべきである。

(5) 適合教育及び機会の平等 (この段落は引証箇所指摘以外全訳)

共同体 *fellesskape* 内部での適合教育は、普通学校の基本的要因である。教育は、生徒が共同体に寄与でき、かつ、自分の目的を修得しそれに達する喜びを経験することができるように準備されるべきである。全ての生徒は、教科の学習で自分のやる気 *mot* を出すことができ、かつ、かつ自分自身の手で又は他の人と一緒に修得できる課題に挑む機会を持つべきである。このことは又、多様な分野で特別な問題または特別な能力 *evner* 及び素質 *talenter* をもつ生徒にも妥当する。生徒が大人と及び相互に学ぶとき、能力と素質の豊かさは共同体とその個人両方の学習と発達に寄与する。教育においては、生徒の出自 *bakgrunn*、条件、関心及び才能の豊かさが、課題の豊かさと出会うようにされるべきである。性、年齢、社会的、地理的、文化又は言語的出自に関わらず、全ての生徒は、包容的な学習環境における科目の学習を通じて自己を発達させることに対する等しい良い機会を持つべきである。生徒各個人のための適合教育は、教育材料、学業目的、教材教具、並びに教育の組織編成の多様性及び教育の強度の使用の多様さによって特徴づけられる。生徒は、異なる出発点にあり、異なる学習戦略を用い、国が定めたコンピタンセ目的に関する様々な発達段階にある。特殊教育に関する決定は、通常教育内部で与えられる以上に広い適合のために使われる

(五) 教育評価と資質・能力]

教育管理庁は、「一連の試験及び評価制度」*Et sammenhengende prøve- og vurderingsystem* を定めており、それについて次のように述べて、次ページの一覧表を示している(注 17)。

「一連の試験及び評価制度の多様な部分は、異なる必要を覆う目的を持っている。

この制度は、各試験及び評価が単独で役に立つより教育に関するより多くの情報を与えることができる結びつきを見るために開かれている。」

なお、2005年の政権交代後、教育・研究大臣は、2006年春に第4学年及び第7学年を対象に計画されていた国家試験の中止を決定した。その後、教育管理庁は、UFDに国家試験の比較的包括的な改正を提言し、教育・研究省は、国家試験のあり方の改定を教育管理庁に指示した(注 18)。さらに後、政府は2007年秋から第5学年及び第8学年における計算、並びにノルウェー語及び英語読解の国家試験を行うことを決定している(注 19)。

表5 一連の試験及び評価制度

測定方法 Tiltak	目的 Formål
分布調査材料 Kartleggingsmateriel	・個人及び学校の個別のフォローアップ及び指導の必要の開明
評定及び教育資料収集調査 Karakter- og læringsstøttende prøver	・生徒が国の定める科目環境でできること、及びこの記録から、生徒がよりよく科目を修得するために力点を置くべきところの調査
指導資料 Veiledningsmaterieil	・学校所有者、学校及び教員の教授組織の利用の仕方の解明
国家試験 Nasjonale prøver	・教育課程の目標に関する生徒のスキルの程度の分布調査 ・生徒、教員、保護者、学校所有者、学校指導教職員、地方及び機関、及び国家レベルへの改良・開発としての情報提供
修了試験及び専門・職人資格試験 Avgangsprøve og eksamen/fag- og svenneprøve	・社会、職業生活及び現在の教育歴(取得)を知らせる目的の最終的評価
国際的研究 Internasjonale studier	・他国に関係しているノルウェーの生徒の評価 ・指標開発及び政策企画の基礎形成

終わりに ノルウェーにおける「児童生徒の資質・能力に関する課題」言及のためには、次に先ず各科目等の教育課程(注20)の調査と主題に関する同国の実態調査が課題である。

注

(注1)以下は、 古城健志・松下正三編『ノルウェー語辞典』1998年。 古城健志『日本語ノルウェー語辞典』2002年。 森信嘉『ノルウェー語基礎1500語』1990年。 F. W. A. Kirkeby, *Norsk-Engelsk stor ordbok*, Kunskapsforlaget, 1986。 L. G.Grundt, *Stor Norsk Fransk ordbok*, Universitetsforlaget, 1944。 *Engelsk stor ordbok med iFinger*, Kunskapsforlaget, 2001。 *Fransk ordbok*, Kunskapsforlaget, 1999。 F. Reichorn- Ikjenerud, *Norsk-Fransk Blå ordbok*, .Kunskapsforlaget, 1986。 H. Svenkerud, *Stor Engelsk-Norsk Ordbok*, Cpppelens forlag, 1988。 W. A. Kirkeby, *Norsk-Fransk Blå ordbok*, .Kunskapsforlaget, 1996。 *Norsk ordbok*, Kunskapsforlaget,1998。 から の出版は大学書林、 ~ の出版地はOslo。他に、国語辞典、和英、英英、仏和、等の諸辞典を参照した。

(注2) <http://odin.dep.no/kd/norsk/tema/kunnskapsloeftet/070081-990017/dok-bn.html>。2006年11月.22日。2007.2.1日ノルウェー政府URLの全面的更新のため、以前のURLは検索困難になった。

(注3) 「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」(1998年7月17日制定・法律61号) Lov

om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa の公用略称。2007年2月28日現在最近の部分的な改正・施行は2005年6月17日。資料源：<http://www.lovddata.no/all/hl-19980717-061.html>。

(注4) *Læreplan* はノルウェーでは国家基準～各教科目教育課程の広い意味で使われている。

(注5) <http://www.utdanningsdirektoratet.no/> (2007.3.3現在)。*Læreplaner* は *Læreplan* の複数未知形。

(注6)、(注7)。北川邦一「ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較教育学的調査研究」科学研究費研究成果報告書(2003-05年度・基盤研究(C)(2)課題番号：15530524)研究成果報告書の第1章(三)及び第2章(二)、第1章(五)、参照。同報告書全文は2007年2月現在、北川 URL：<http://ins.jp.org/sub7kitagawa.htm> に掲載している。

なお *Kunnskap* は「学問」「知識」等の意味であるが英語表記：*Ministry of Education and Research* は従前どおりであり、ノルウェー大使館の日本語表記は「教育・研究省」である。

(注8) KRL 改訂については、前記の北川・科研費報告書・第1章の(四)、参照。

(注9) *Pressemelding*, Nr.: 43-05, Dato: 7.juni. 現在は(注2)に既述の事情で検索による確認困難。

(注10) *Pressemelding*, Nr.: 47-05, Dato: 22.06.05, *Ny fag- og timefordeling*。検索確認困難。

(注11) 同日付の *Pressemelding*, Nr.: 085-05, Dato: 23.november。検索確認困難。

(注12) 本文の下記に示す「新概念」によれば、「学科課程」のノルウェー語は、旧は、*studieretninger*、新は *utdanningsprogrammer* である。また、日本語では「概念」に当たる *begreper* という語が使われているが、実態はむしろ「呼称」の変更が主である。

なお、直訳では *studieretninger* は「学習進路」、*utdanningsprogrammer* は「教育課程」である。本稿では筆者従来使用の旧訳語も修正し、旧新両「概念」に同じ「学科課程」の訳語を当てる。その理由：高校生は何らかの教育課程で区分される集団に所属されるが、その第1次区分を示したい。ノルウェーの *studieretninger* は、学年毎に細分科することも多く、その際、通学校変更も多々あり、所属の変更ややり直しも日本に比して容易である。単に「学科」と訳した場合の固定的な印象を緩和したい。*utdanningsprogrammer* を「教育課程」と直訳すると、各生徒が学習集団に所属する場合の第1次区分であることが表現できない。

(注13) http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/larerplaner/generell_del/bokmal.pdf。

(注14) KUF, *Læreplanverket for den 10-årige grunnskolen*, Nasjonalt Læremiddelsenter, 1996, Oslo。

(注15) http://www.udir.no/templates/udir/TM_Artikkel.aspx?id=2120#Prinsipper%20for%20opplæringen (2007.2.20現在)

(注16) <http://www.utdanningsdirektoratet.no/> から *Prinsipper for opplæringen* で検索可能。

http://www.udir.no/upload/larerplaner/Fastsatte_lareplaner_for_Kunnskapsloftet/prinsipper_for_opplaringen.rtf (2007.3.3現在)

(注17) http://udir.no/templates/udir/TM_Artikkel.aspx?id=1399 (2007.3.3現在)

(注18) 情報源は、従来資料源の URL の変更、北川の整理不備により現在不明。

(注19) *Nasjonale prøver 2007*。 http://www.udir.no/templates/udir/TM_Artikkel.aspx?id=1823

(注20) 各科目等教育課程 *Læreplaner for fag* は、教育管理庁の URL、所載。